

評価方法に関する資料

○ 評価方法に関する県規程

- P. 2 地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方
- P. 4 地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準・・・「年度評価」
- P. 12 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価基準・・・「中期目標期間評価」

○ 年度評価について

- P. 7 採点シート
 - ・ 中期計画に記載されている40項目を、S・A～Dの5段階で評価
 - ・ 各委員が5点満点（0.0～5.0）で採点（評価基準別表（P. 6）参照）
 - ・ また、評価についての考え、評価書に記載を盛り込むべき事項など特記事項を記入

○ 中期目標期間評価について

- P. 16 コメントシート
 - ・ 中期目標に記載されている17項目を、S・A～Dの5段階で評価
 - ・ 各委員が評価についての考え、評価書に記載を盛り込むべき事項など特記事項を記入
(評価基準別表（P. 14）、第3期評価一覧表（P. 15）参照)

※ 「採点シート」「コメントシート」の電子データは電子メールにてお送りしますので、7月26日（金）までに、事務局（医務課）にお送りください。

評価書（素案）は第2回評価委員会（8月19日）までに事前説明に伺います。
評価に当たってご確認したい点等ありましたら、事務局までご連絡ください。

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方

山梨県知事

平成22年7月28日決定

平成27年7月15日一部改正

平成30年3月27日一部改正

地方独立行政法人法第28条の規定に基づいて山梨県知事（以下「知事」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。

1. 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。
- (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。
- (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。
- (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。

2. 評価の種類

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

年度評価は、各事業年度における中期計画及び年度計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

なお、各事業年度の下半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の進捗状況を確認する。

- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）

中期目標期間見込評価は、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、中期目標の実施状況を次期中期目標に反映させるため、中期目標の期間における中期目標及び中期計画の実施状況の見込みの調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

- (3) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標期間評価は、中期目標の期間の最後の事業年度の終了後、中期目標の期間における中期目標及び中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

3. 評価の方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」及び中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に実施する「中期目標期間見込評価」並びに中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 年度評価の「項目別評価」は、中期計画及び年度計画の項目ごとに、法人が業務の実績及び自己評価を行った結果を明らかにし、これをもとに知事が地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴き、評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (3) 中期目標期間見込評価の「項目別評価」は、中期目標及び中期計画の項目ごとに、法人が業務の実績及び自己評価を行った結果を明らかにし、これをもとに知事が評価委員会の意見を聴き、評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (4) 中期目標期間評価の「項目別評価」は、中期目標及び中期計画の項目ごとに、法人が業務の実績及び自己評価を行った結果を明らかにし、これをもとに知事が評価委員会の意見を聴き、評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (5) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。
- (6) 「年度評価」及び「中期目標期間見込評価」並びに「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。

4. 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後並びに中期目標の期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を知事に提出する。

(2) 評価の実施

知事は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

知事は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。

(4) 評価結果の公表

知事は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、県ホームページにおいて公表する。

5. その他

この「基本的な考え方」については、知事が改正することができる。

地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準

山梨県知事

平成23年3月11日決定

平成27年7月15日一部改正

平成30年3月27日一部改正

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成22年7月28日地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。

1. 評価の趣旨

この評価は、各事業年度における中期計画及び年度計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資するとともに、法人の業務運営の状況について、県民への説明責任を果たすものとする。

2. 評価の方法

評価は、山梨県知事（以下「知事」という。）が法人から提出された各事業年度における「業務実績報告書」をもとに、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告書

法人は、業務実績報告書に年度計画に記載した事項ごとの業務の実績や過年度実績等との比較、計画達成に向けた取組の状況や今後の課題などを記述し、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って自己評価を行い、これを業務実績報告書（様式1）に併せて記載し、知事に報告する。

(2) 項目別評価

知事は、中期計画及び年度計画の項目ごとに法人の自己評価結果と業務実績報告書の内容について調査及び分析を行い、別表の評価基準に従って評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。また、特筆すべき点や遅れている点等があるときは、その状況を記述する。

(3) 全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期計画及び年度計画の達成状況等を総合的に判断して記述による評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。

<観点>

①総評

②県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・医療の提供
- ・医療に関する調査研究
- ・医療に関する技術者の研修

- ・医療に関する地域への支援
- ・災害時における医療救護
- ③業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項
- ④その他業務運営に関する事項

3. 評価日程及び提出書類

(1) 業務実績報告書の提出【6月末】

法人は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、別に定める業務実績報告書（様式1）を知事に提出する。

(2) 評価の実施【7, 8月】

知事は、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて報告書の内容を調査及び分析し、項目別評価及び全体評価を取りまとめ、別に定める業務実績評価書（様式2）の原案を作成する。

(3) 評価の決定【8月】

知事は、法人に業務実績評価書（様式2）の原案を提示するとともに、意見申立ての機会を付与し、法人からの意見を踏まえて、これを決定する。

(4) 業務実績評価結果の通知及び公表【9月】

知事は、業務実績評価書（様式2）が確定した際は、これを法人に通知し、県ホームページにおいて公表する。

4. その他

この基準は、必要に応じて、知事が改正することができる。

<別表：評価基準>

評価		説明
S	当該事業年度における 中期計画の実施状況が 特に優れている (4.5以上～5.0以下)	業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合 ・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。 ・定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。 ・県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。
A	当該事業年度における 中期計画の実施状況が 優れている (3.5以上～4.5未満)	業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合
B	当該事業年度における 中期計画の実施状況が 順調である (2.5以上～3.5未満)	業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合
C	当該事業年度における 中期計画の実施状況が 劣っている (1.5以上～2.5未満)	業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合
D	当該事業年度における 中期計画の実施状況が 著しく劣っており、大幅 な改善が必要 (1.5未満～)	業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合 ・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。 ・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

【様式1】業務実績報告書

【様式2-1】業務実績評価書（表紙・目次）

【様式2-2】業務実績評価書（全体評価）

【様式2-3】業務実績評価書（項目別評価）

評価委員お名前

※採点基準：「S」4.5以上5.0以下、「A」3.5以上4.5未満、「B」2.5以上3.5未満、「C」1.5以上2.5未満、「D」1.5未満

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目	No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)	
1 医療の提供 (1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院	ア	救命救急医療	1	S	
	イ	総合周産期母子医療	2	S	
	ウ	がん医療	3	S	
	エ	循環器病医療	4	A	
	オ	難病(特定疾患)医療	5	A	
	カ	エイズ医療	6	A	
	キ	感染症医療	7	S	

評価委員お名前

※採点基準：「S」4.5以上5.0以下、「A」3.5以上4.5未満、「B」2.5以上3.5未満、「C」1.5以上2.5未満、「D」1.5未満

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目	No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
1 医療の提供 (1) 政策医療の提供 ② 県立北病院	ア	S		
	イ	S		
	ウ	S		
	エ	A		
	オ	A		
	カ	A		
	キ	A		
	ク			
	ケ			
	コ			
	カ			
	キ			
	ク			
	ケ			

中期計画の項目	No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
1 医療の提供 (2) 質の高い医療の提供	①	S		
	②	S		
	③	A		

評価委員お名前

※採点基準：「S」4.5以上5.0以下、「A」3.5以上4.5未満、「B」2.5以上3.5未満、「C」1.5以上2.5未満、「D」1.5未満

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目	No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
1 医療の提供 (3) 県民に信頼される医療の提供	① 医療安全・感染症対策の推進	S		
	② 医療倫理の確立	B		
	③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築	A		
	④ 医薬品の安心、安全な提供	S		
	⑤ 患者サービスの向上	A		
	⑥ 診療情報の適切な管理	A		
中期計画の項目	No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
2 医療に関する調査及び研究	24	S		

評価委員お名前

※採点基準：「S」4.5以上5.0以下、「A」3.5以上4.5未満、「B」2.5以上3.5未満、「C」1.5以上2.5未満、「D」1.5未満

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目		No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
保技3 及術医 ひ者療 定の療 看育に 成関す 確る	(1) 医療従事者の研修の充実	25	S		
	(2) 職場環境の整備	26	S		

中期計画の項目		No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
4 医療に関する地域への支援	(1) 地域医療機関等との協力体制の強化	27	S		
	(2) 地域の医師不足の解消に対する支援	28	B		
	(3) 県内の医療水準の向上	29	B		
	(4) 地域社会への協力	30	A		

中期計画の項目		No.	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
5	災害時における医療救護	31	S		

評価委員お名前

※採点基準：「S」4.5以上5.0以下、「A」3.5以上4.5未満、「B」2.5以上3.5未満、「C」1.5以上2.5未満、「D」1.5未満

○業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

No.	中期計画の項目	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
1	医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	A		
2	経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減	S		
3	事務部門の専門性の向上	A		
4	職員の経営参画意識の向上	A		
5	予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額	S		

○その他業務運営に関する事項

No.	中期計画の項目	病院機構 自己評価	評価委員 の採点 (5点満点)	特記事項 (評価についてのお考え・ご意見などをお書きください)
1	保健医療行政への協力	S		
2	法令・社会規範の遵守	B		
3	積極的な情報公開	A		
4	業務運営並びに財務及び会計に関する規則第7条で定める事項	A		

地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価基準

山梨県知事

平成27年7月15日決定

平成30年3月27日一部改正

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下の「評価の種類」に示す評価）は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成22年7月28日地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。

1. 評価の種類

この評価基準は、次の評価を対象とする。

- (1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）
- (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

2. 評価の趣旨

この評価は、中期目標の期間における中期目標の実施状況（見込の実施状況を含む）の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資するとともに、法人の業務運営の状況について、県民への説明責任を果たすものとする。

3. 評価の方法

評価は、山梨県知事（以下「知事」という。）が法人から提出された中期目標の期間における「業務実績報告書」をもとに、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告書

法人は、業務実績報告書に中期目標及び中期計画に対する業務の実績、目標達成に向けた取組の状況や今後の課題などを記述し、これを業務実績報告書（様式1）に記載し、知事に報告する。

(2) 項目別評価

知事は、中期目標及び中期計画の項目ごとに法人の業務実績報告書の内容について調査及び分析を行い、別表の評価基準に従って評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。また、特筆すべき点や遅れている点等があるときは、その状況を記述する。

(3) 全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期目標の達成状況等を総合的に判断して記述による評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。

<観点>

①総評

②県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・医療の提供
- ・医療に関する調査研究
- ・医療に関する技術者の研修
- ・医療に関する地域への支援
- ・災害時における医療救護

③業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

④その他業務運営に関する事項

4. 評価日程及び提出書類

(1) 業務実績報告書の提出【6月末】

法人は、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、別に定める業務実績報告書（様式1）を知事に提出する。

(2) 評価の実施【7, 8月】

知事は、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて報告書の内容を調査及び分析し、項目別評価及び全体評価を取りまとめ、別に定める業務実績評価書（様式2）の原案を作成する。

(3) 評価の決定【8月】

知事は、法人に業務実績評価書（様式2）の原案を提示するとともに、意見申立ての機会を付与し、法人からの意見を踏まえて、これを決定する。

(4) 業務実績評価結果の通知及び公表【9月】

知事は、業務実績評価書（様式2）が確定した際は、これを法人に通知し、県ホームページにおいて公表する。

5. その他

この基準は、必要に応じて、知事が改正することができる。

<別表：評価基準>

評価		説明
S	当該中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況が特に優れている (4.5以上～5.0以下)	業務実績が、中期目標及び中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。 ・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。 ・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。
A	当該中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況が優れている (3.5以上～4.5未満)	業務実績が、中期目標及び中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合
B	当該中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況が順調である (2.5以上～3.5未満)	業務実績が、中期目標及び中期計画実現のための目標を概ね達成している場合
C	当該中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況が劣っている (1.5以上～2.5未満)	業務実績が、中期目標及び中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合
D	当該中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要 (1.5未満～)	業務実績が、中期目標及び中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。 ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

中期目標期間見込評価においては、当該事業年度の実施状況の見込みも考慮する。

【様式1】業務実績報告書

【様式2-1】業務実績評価書（表紙・目次）

【様式2-2】業務実績評価書（全体評価）

【様式2-3】業務実績評価書（項目別評価）

○ 第3期評価一覧表

中期計画の項目		NO	R2 評価	R3 評価	R4 評価	R5 自己 評価	各年度評価 の状況	第3期 見込 県評価	第3期 病院機構 自己評価	第3期 県評価 (素案)
県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 政策医療の提供	① ア 救命救急医療	1	S	S	S	S	S:26→46% A:30→54% 計:56	S	S
		イ 総合周産期母子医療	2	S	S	S	S			
		ウ がん医療	3	S	S	S	S			
		エ 循環器病医療	4	A	A	A	A			
		オ 難病(特定疾患)医療	5	A	A	A	A			
		カ エイズ医療	6	A	A	A	A			
		キ 感染症医療	7	S	S	S	S			
		② ア 精神科救急・急性期医療	8	S	S	S	S			
		イ 児童思春期精神科医療	9	S	S	S	S			
		ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療	10	A	A	S	S			
		エ 重度・慢性入院患者への医療	11	A	A	A	A			
		オ 重症通院患者への医療	12	A	A	A	A			
		カ 依存症患者への医療	13	A	A	A	A			
		キ 認知症患者への医療	14	A	A	A	A			
	高い医療質の提供	① 医療の標準化と最適な医療の提供	15	S	S	S	S	S: 8→67% A: 4→33% 計: 12	S	S
		② 質の高い看護の提供	16	S	S	S	S			
		③ 病院施設の修繕、医療機器等の整備	17	A	A	A	A			
	(3) 県民に信頼される医療の提供	① 医療安全・感染症対策の推進	18	S	S	S	S	S: 7→29% A:13→54% B: 4→17% 計:24	A	A
		② 医療倫理の確立	19	B	B	B	B			
		③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築	20	A	A	A	A			
		④ 医薬品の安心、安全な提供	21	A	S	S	S			
		⑤ 患者サービスの向上	22	A	A	A	A			
		⑥ 診療情報の適切な管理	23	A	A	A	A			
2 医療に関する調査及び研究		24	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着	(1)医療従事者の研修の充実	25	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
	(2)職場環境の整備	26	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
4 医療に関する地域への支援	(1)地域医療機関等との協力体制の強化	27	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
	(2)地域の医師不足の解消に対する支援	28	B	B	B	B	B: 4→100%	B	B	
	(3)県内の医療水準の向上	29	B	B	B	B	B: 4→100%	B	B	
	(4)地域社会への協力	30	A	A	A	A	A: 4→100%	A	A	
5 災害時における医療救護		31	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
め 目標を達成するた るべき措置	1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	32	A	A	A	A	A: 4→100%	A	A	
	2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減	33	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
	3 事務部門の専門性の向上	34	A	A	A	A	A: 4→100%	A	A	
	4 職員の経営参画意識の向上	35	A	A	A	A	A: 4→100%	A	A	
予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額		36	S	S	S	S	S: 4→100%	S	S	
その他業務運営に関する事項	1 保健医療行政への協力	37	S	S	S	S	S: 4→25% A: 6→38% B: 6→38% 計:16	A	A	
	2 法令・社会規範の遵守	38	B	B	B	B				
	3 積極的な情報公開	39	B	B	A	A				
	4 業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項	40	A	A	A	A				

S	17	18	19	19
A	18	17	17	17
B	5	5	4	4
C	0	0	0	0
D	0	0	0	0

	9	9	0
	6	6	0
	2	2	0
	0	0	0
	0	0	0

評価委員お名前

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期目標の項目		病院機構 自己評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などをお書きください）
1 医療の提供	(1) 政策医療の提供	S	
	(2) 質の高い医療の提供	S	
	(3) 県民に信頼される医療の提供	A	
2	医療に関する調査及び研究	S	
3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着	(1) 医療従事者の研修の充実	S	
	(2) 職場環境の整備	S	
4 医療に関する地域への支援	(1) 地域医療機関等との協体制度の強化	S	
	(2) 地域の医師不足に対する支援	B	
	(3) 県内の医療水準の向上	B	
	(4) 地域社会への協力	A	
5	災害時における医療救護	S	

評価委員お名前

○業務運営の改善及び効率化に関する事項並びに財務状況に関する事項

中期目標の項目	病院機構 自己評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などをお書きください）
1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	A	
2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減	S	
3 事務部門の専門性の向上	A	
4 職員の経営参画意識の向上	A	
財務内容の改善に関する事項 （予算、収支計画、資金計画）	S	

○その他業務運営に関する事項

中期目標の項目	病院機構 自己評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などをお書きください）
保健医療行政への協力、法令・社会規範の遵守、積極的な情報公開、人事管理（業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項）	A	